

～ 消費生活情報 ～

ネット広告の「お試し」に気をつけて！

事例：

スマートフォンのSNS広告で500円のお試しダイエットサプリを見て、500円なら試してみようと思い申込んだ。

すぐ商品が届きコンビニで支払い、これで終わったと思っていたが、「2回目の商品を発送した。代金は9000円」とのメールが届いた。

販売店に電話をかけたが、商品を4回受け取ってからの解約になると言われた。



※消費者庁イラスト集より



トラブルにあわないためのアドバイス

- スマートフォンの動画投稿サイトなどに表示された広告を見て、「お試し」で購入したつもりが実は定期購入であったという相談が後を絶ちません。
- 通信販売はクーリング・オフの規定がなく、広告に記載してある解約や返金の条件に従うことになるので注意が必要です。
- 交渉後、1回目を定価（1万2000円）で購入すれば解約するとの販売店もありますが、500円のが1万円以上の買い物になってしまいますので、申込む前にしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター公式LINEで
最新の消費生活情報をチェック！



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用：☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間：月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)